

資料データ

全国盲導犬実働数 年度別推移

| 調査年度 /都道府県 | 昭和47 (1972)年 | 昭和48 (1973)年 | 昭和49 (1974)年 | 昭和52 (1977)年 | 昭和56 (1981)年 | 昭和57 (1982)年 | 昭和62 (1987)年 | 平成1 (1989)年 | 平成2 (1990)年 | 平成3 (1991)年 | 平成4 (1992)年 | 平成5 (1993)年 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 北海道 | 10 | 10 | 24 | 47 | 77 | 77 | 64 | 73 | 77 | 68 | 67 | 72 |
| 青森県 | | | | | 1 | 3 | 8 | 9 | 8 | 9 | 6 | 6 |
| 岩手県 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 5 | 5 | 5 | 4 | 3 | 4 |
| 宮城県 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 秋田県 | | | | | 1 | 1 | 3 | 4 | 6 | 6 | 7 | 8 |
| 山形県 | | | | | | | | | | | 1 | 2 |
| 福島県 | | | | | 1 | 5 | 8 | 10 | 11 | 8 | 8 | 10 |
| 茨城県 | 1 | 1 | 2 | 3 | 6 | 6 | 12 | 17 | 17 | 19 | 23 | 24 |
| 栃木県 | 1 | 1 | 8 | 14 | 18 | 18 | 13 | 18 | 18 | 17 | 19 | 21 |
| 群馬県 | 3 | 4 | 5 | 9 | 14 | 14 | 14 | 12 | 12 | 12 | 12 | 11 |
| 埼玉県 | 6 | 6 | 4 | 10 | 16 | 16 | 21 | 26 | 29 | 29 | 29 | 31 |
| 千葉県 | 2 | 2 | 3 | 3 | 7 | 6 | 9 | 12 | 13 | 14 | 14 | 16 |
| 東京都 | 38 | 40 | 41 | 48 | 48 | 48 | 54 | 67 | 72 | 73 | 65 | 73 |
| 神奈川県 | 7 | 7 | 16 | 30 | 30 | 30 | 31 | 32 | 33 | 33 | 34 | 37 |
| 新潟県 | | | | | 1 | 1 | 3 | 6 | 8 | 8 | 9 | 10 |
| 富山県 | 1 | 1 | 1 | 8 | 18 | 20 | 29 | 27 | 27 | 27 | 13 | 13 |
| 石川県 | 1 | 1 | 1 | 2 | 7 | 6 | 12 | 13 | 14 | 14 | 15 | 16 |
| 福井県 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| 山梨県 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 | 5 | 5 | 6 | 6 | 7 |
| 長野県 | 2 | 2 | 2 | 5 | 9 | 11 | 35 | 38 | 41 | 38 | 41 | 43 |
| 静岡県 | 4 | 6 | 7 | 9 | 14 | 16 | 24 | 26 | 28 | 27 | 28 | 29 |
| 愛知県 | 5 | 5 | 7 | 15 | 23 | 23 | 40 | 35 | 32 | 37 | 35 | 37 |
| 岐阜県 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 | 7 | 13 | 13 | 12 | 15 | 14 | 14 |
| 三重県 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 5 | 10 | 11 | 12 | 13 | 13 |
| 滋賀県 | | | | | | | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| 京都府 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 18 | 22 | 23 | 22 | 24 | 24 |
| 大阪府 | 3 | 3 | 4 | 6 | 9 | 9 | 21 | 29 | 33 | 35 | 35 | 34 |
| 兵庫県 | 3 | 3 | 5 | 5 | 8 | 8 | 18 | 25 | 20 | 20 | 24 | 27 |
| 奈良県 | 1 | 1 | 1 | 2 | 6 | 7 | 12 | 14 | 9 | 10 | 9 | 9 |
| 和歌山県 | | | | | 4 | 4 | 11 | 9 | 9 | 9 | 9 | 8 |
| 鳥取県 | 3 | 3 | 3 | 3 | | | 3 | | | | | |
| 島根県 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | | | 1 | 1 |
| 岡山県 | | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 8 | 10 | 11 | 10 | 9 | 8 |
| 広島県 | | | | | | | 8 | 12 | 13 | 18 | 19 | 19 |
| 山口県 | 2 | 2 | 1 | 1 | | 1 | 5 | 6 | 6 | 7 | 8 | 8 |
| 徳島県 | | | | | 1 | 1 | 6 | 3 | 4 | 5 | 5 | 6 |
| 香川県 | | | | | | | 5 | 9 | 9 | 11 | 9 | 9 |
| 愛媛県 | | | 1 | | 2 | 2 | 5 | 7 | 5 | 5 | 9 | 10 |
| 高知県 | 1 | 1 | 1 | 4 | 7 | 7 | 9 | 10 | 9 | 9 | 7 | 7 |
| 福岡県 | 1 | 1 | 1 | 3 | 6 | 7 | 26 | 30 | 32 | 34 | 32 | 54 |
| 佐賀県 | | | | | 1 | 1 | 2 | 2 | 4 | 5 | 7 | 8 |
| 長崎県 | | | | 1 | 1 | 1 | 7 | 5 | 5 | 4 | 7 | 7 |
| 熊本県 | | | | | | | 11 | 12 | 13 | 15 | 16 | 14 |
| 大分県 | | | | | | | 7 | 11 | 13 | 14 | 12 | 12 |
| 宮崎県 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 5 | 5 | 7 | 8 |
| 鹿児島県 | | | | | 1 | 1 | 1 | 7 | 10 | 11 | 15 | 16 |
| 沖縄県 | | | | | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 |
| 合計 | 104 | 110 | 151 | 242 | 360 | 374 | 591 | 689 | 721 | 731 | 733 | 797 |

※年度末日 昭和48年度は9月1日/昭和49年・昭和50年・平成4~8年は3月1日/昭和53年は7月1日/昭和56年・平成3年は11月1日/昭和63年は2月1日/平成2年は9月1日以外は全て3月31日

盲導犬頭数の推移

社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会「盲導犬訓練施設年次報告書」より 2017.3.31

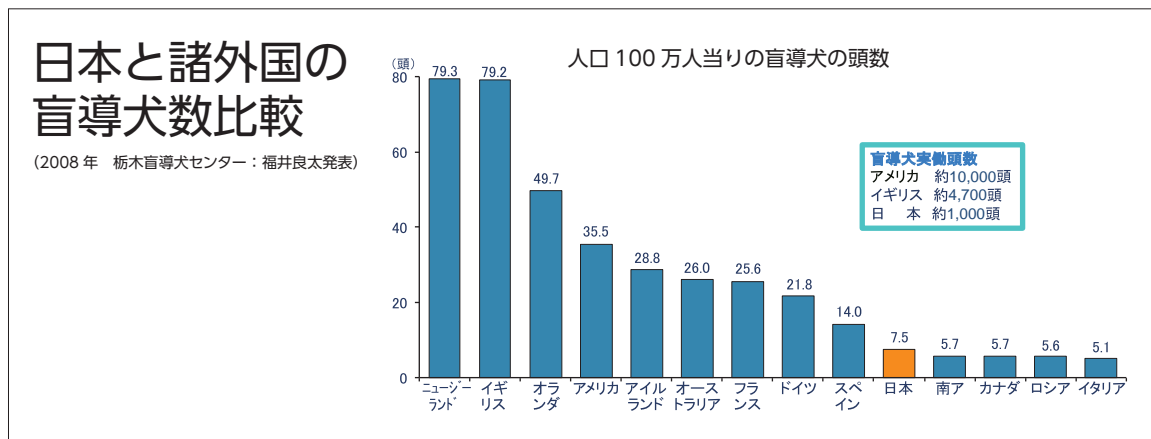
| | 平成12年 | | | | 平成13年 | | | | 平成14年 | | | | 平成15年 | | | | 平成16年 | | | | 平成17年 | | | | 平成18年 | | | | 平成19年 | | | | |
|----------|-------|----|-------------|-----|-------|----|-------------|-----|-------|----|-------------|-----|-------|----|-------------|-----|-------|----|-------------|-----|-------|----|-------------|-----|-------|----|-------------|-----|-------|----|-------------|-----|--|
| | 育成頭数 | | 年度末 実働頭数 | | 育成頭数 | | 年度末 実働頭数 | | 育成頭数 | | 年度末 実働頭数 | | 育成頭数 | | 年度末 実働頭数 | | 育成頭数 | | 年度末 実働頭数 | | 育成頭数 | | 年度末 実働頭数 | | 育成頭数 | | 年度末 実働頭数 | | 育成頭数 | | 年度末 実働頭数 | | |
| | 新規 | 代替 | 合計 | | 新規 | 代替 | 合計 | | 新規 | 代替 | 合計 | | 新規 | 代替 | 合計 | | 新規 | 代替 | 合計 | | 新規 | 代替 | 合計 | | 新規 | 代替 | 合計 | | 新規 | 代替 | 合計 | | |
| 北海道盲導犬協会 | 3 | 6 | 9 | 92 | 4 | 8 | 12 | 85 | 3 | 11 | 14 | 85 | 8 | 5 | 13 | 89 | 3 | 11 | 14 | 88 | 6 | 9 | 15 | 87 | 7 | 9 | 16 | 92 | 5 | 6 | 11 | 97 | |
| 東日本盲導犬協会 | 3 | 3 | 6 | 63 | 4 | 2 | 6 | 59 | 1 | 3 | 4 | 60 | 0 | 5 | 5 | 60 | 0 | 3 | 3 | 53 | 0 | 3 | 3 | 44 | 0 | 9 | 9 | 37 | 5 | 5 | 10 | 37 | |
| アイメイト協会 | 7 | 27 | 34 | 269 | 22 | 16 | 38 | 276 | 8 | 23 | 31 | 282 | 10 | 10 | 20 | 288 | 10 | 12 | 22 | 280 | 9 | 23 | 32 | 287 | 10 | 29 | 39 | 293 | 12 | 31 | 43 | 307 | |
| 日本盲導犬協会 | 12 | 5 | 17 | 88 | 1 | 2 | 3 | 79 | 14 | 6 | 20 | 90 | 13 | 8 | 21 | 99 | 18 | 11 | 29 | 117 | 12 | 17 | 29 | 126 | 12 | 18 | 30 | 136 | 22 | 13 | 35 | 160 | |
| 中部盲導犬協会 | 4 | 6 | 10 | 60 | 7 | 0 | 7 | 61 | 4 | 4 | 8 | 62 | 4 | 2 | 6 | 59 | 5 | 5 | 10 | 61 | 4 | 4 | 8 | 63 | 3 | 4 | 7 | 63 | 4 | 4 | 8 | 63 | |
| 日本ライトハウス | 22 | 10 | 32 | 149 | 23 | 10 | 33 | 180 | 9 | 16 | 25 | 188 | 16 | 6 | 22 | 207 | 13 | 7 | 20 | 211 | 16 | 6 | 22 | 196 | 16 | 6 | 22 | 196 | 8 | 14 | 22 | 189 | |
| 関西盲導犬協会 | 3 | 5 | 8 | 91 | 3 | 9 | 12 | 88 | 1 | 10 | 11 | 84 | 2 | 5 | 7 | 76 | 2 | 11 | 13 | 79 | 5 | 5 | 10 | 81 | 4 | 4 | 8 | 78 | 5 | 6 | 11 | 78 | |
| 九州盲導犬協会 | 6 | 2 | 8 | 63 | 2 | 5 | 7 | 65 | 4 | 6 | 10 | 72 | 1 | 7 | 8 | 64 | 3 | 3 | 6 | 59 | 2 | 2 | 4 | 55 | 1 | 3 | 4 | 53 | 5 | 3 | 8 | 49 | |
| 兵庫盲導犬協会 | | | | | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | 0 | 3 | 4 | 1 | 1 | 2 | 6 | 2 | 2 | 4 | 9 | 3 | 2 | 5 | 13 | 2 | 2 | 4 | 17 | 3 | 0 | 3 | 16 | |
| 日本補助犬協会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全国盲導犬協会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 60 | 64 | 124 | 875 | 67 | 53 | 120 | 895 | 47 | 79 | 126 | 927 | 55 | 49 | 104 | 948 | 56 | 65 | 121 | 957 | 57 | 71 | 128 | 952 | 55 | 84 | 139 | 965 | 69 | 82 | 151 | 996 | |

| 調査年度 /都道府県 | 平成6 (1994)年 | 平成7 (1995)年 | 平成8 (1996)年 | 平成9 (1997)年 | 平成10 (1998)年 | 平成11 (1999)年 | 平成12 (2000)年 | 平成13 (2001)年 | 平成14 (2002)年 | 平成15 (2003)年 | 平成16 (2004)年 | 平成17 (2005)年 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 北海道 | 78 | 72 | 70 | 69 | 67 | 66 | 64 | 58 | 57 | 59 | 58 | 54 |
| 青森県 | 6 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 岩手県 | 2 | 4 | 5 | 6 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 13 | 14 | 15 |
| 宮城県 | 2 | 5 | 8 | 10 | 10 | 8 | 10 | 10 | 10 | 11 | 12 | 9 |
| 秋田県 | 10 | 9 | 11 | 11 | 13 | 14 | 16 | 16 | 17 | 16 | 13 | 14 |
| 山形県 | 3 | 3 | 3 | 5 | 5 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 3 | 3 |
| 福島県 | 11 | 12 | 9 | 10 | 9 | 10 | 8 | 9 | 10 | 8 | 10 | 11 |
| 茨城県 | 21 | 18 | 20 | 18 | 19 | 20 | 19 | 18 | 19 | 19 | 21 | 18 |
| 栃木県 | 12 | 13 | 13 | 14 | 16 | 18 | 15 | 15 | 15 | 18 | 16 | 16 |
| 群馬県 | 10 | 9 | 10 | 9 | 10 | 8 | 7 | 8 | 8 | 8 | 7 | 6 |
| 埼玉県 | 33 | 36 | 37 | 41 | 44 | 44 | 44 | 46 | 49 | 51 | 52 | 53 |
| 千葉県 | 16 | 18 | 20 | 20 | 23 | 20 | 24 | 24 | 28 | 30 | 32 | 32 |
| 東京都 | 74 | 76 | 72 | 69 | 74 | 67 | 70 | 71 | 74 | 78 | 81 | 79 |
| 神奈川県 | 34 | 29 | 31 | 31 | 35 | 38 | 41 | 41 | 46 | 47 | 50 | 57 |
| 新潟県 | 12 | 14 | 16 | 16 | 18 | 16 | 18 | 19 | 20 | 22 | 24 | 24 |
| 富山県 | 12 | 12 | 12 | 12 | 13 | 13 | 12 | 8 | 9 | 9 | 9 | 8 |
| 石川県 | 18 | 19 | 22 | 25 | 25 | 25 | 27 | 27 | 27 | 28 | 26 | 25 |
| 福井県 | 5 | 5 | 4 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | 4 | 5 |
| 山梨県 | 7 | 9 | 10 | 12 | 14 | 14 | 14 | 12 | 11 | 10 | 10 | 10 |
| 長野県 | 38 | 37 | 34 | 35 | 34 | 27 | 27 | 27 | 26 | 27 | 26 | 30 |
| 静岡県 | 28 | 27 | 29 | 29 | 31 | 28 | 27 | 29 | 32 | 34 | 36 | 37 |
| 愛知県 | 38 | 34 | 32 | 34 | 36 | 37 | 38 | 38 | 37 | 34 | 36 | 36 |
| 岐阜県 | 15 | 13 | 11 | 11 | 8 | 7 | 10 | 12 | 13 | 12 | 12 | 13 |
| 三重県 | 13 | 12 | 11 | 11 | 10 | 9 | 9 | 9 | 10 | 8 | 10 | 11 |
| 滋賀県 | 2 | 3 | 3 | 4 | 3 | 5 | 6 | 7 | 7 | 7 | 8 | 10 |
| 京都府 | 23 | 23 | 25 | 23 | 22 | 22 | 20 | 20 | 18 | 15 | 15 | 18 |
| 大阪府 | 36 | 40 | 40 | 36 | 40 | 48 | 46 | 54 | 55 | 62 | 61 | 55 |
| 兵庫県 | 24 | 29 | 33 | 35 | 39 | 42 | 43 | 49 | 51 | 54 | 59 | 58 |
| 奈良県 | 8 | 7 | 9 | 9 | 7 | 7 | 9 | 11 | 12 | 14 | 16 | 13 |
| 和歌山県 | 7 | 6 | 4 | 8 | 6 | 5 | 8 | 10 | 9 | 11 | 10 | 10 |
| 鳥取県 | | | | 1 | 2 | 3 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 9 |
| 島根県 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 4 | 6 | 8 | 8 | 10 | 10 | 8 |
| 岡山県 | 9 | 10 | 10 | 12 | 12 | 13 | 14 | 14 | 15 | 14 | 14 | 16 |
| 広島県 | 20 | 24 | 24 | 25 | 27 | 29 | 30 | 28 | 28 | 29 | 32 | 32 |
| 山口県 | 9 | 9 | 10 | 12 | 7 | 10 | 11 | 16 | 14 | 14 | 13 | 13 |
| 徳島県 | 6 | 7 | 4 | 9 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 香川県 | 9 | 8 | 7 | 11 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 |
| 愛媛県 | 10 | 9 | 13 | 12 | 13 | 14 | 15 | 15 | 16 | 16 | 15 | 16 |
| 高知県 | 6 | 6 | 7 | 6 | 5 | 6 | 7 | 8 | 8 | 9 | 8 | 9 |
| 福岡県 | 43 | 39 | 33 | 27 | 26 | 25 | 26 | 26 | 32 | 28 | 21 | 21 |
| 佐賀県 | 7 | 8 | 10 | 10 | 12 | 10 | 10 | 11 | 11 | 10 | 10 | 8 |
| 長崎県 | 6 | 8 | 7 | 8 | 12 | 10 | 10 | 10 | 9 | 8 | 8 | 7 |
| 熊本県 | 16 | 16 | 18 | 17 | 19 | 19 | 20 | 19 | 20 | 18 | 17 | 18 |
| 大分県 | 14 | 14 | 14 | 16 | 16 | 17 | 15 | 13 | 13 | 13 | 11 | 11 |
| 宮崎県 | 9 | 11 | 12 | 12 | 12 | 11 | 13 | 13 | 14 | 13 | 15 | 13 |
| 鹿児島県 | 16 | 18 | 20 | 20 | 21 | 20 | 20 | 20 | 22 | 21 | 22 | 19 |
| 沖縄県 | 3 | 3 | 4 | 6 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 合計 | 783 | 790 | 802 | 827 | 853 | 850 | 875 | 895 | 927 | 948 | 957 | 952 |

| 平成20年 | | | | 平成21年 | | | | 平成22年 | | | | 平成23年 | | | | 平成24年 | | | | 平成25年 | | | | 平成26年 | | | | 平成27年 | | | | 平成28年 | | | | |
|-------|----|-----|-------------|-------|----|-----|-------------|-------|----|-----|-------------|-------|----|-----|-------------|-------|----|-----|-------------|-------|----|-----|-------------|-------|----|-----|-------------|-------|----|-----|-------------|-------|----|-----|-------------|--|
| 新規 | 代替 | 合計 | 年度末 実動頭数 | 新規 | 代替 | 合計 | 年度末 実動頭数 | 新規 | 代替 | 合計 | 年度末 実動頭数 | 新規 | 代替 | 合計 | 年度末 実動頭数 | 新規 | 代替 | 合計 | 年度末 実動頭数 | 新規 | 代替 | 合計 | 年度末 実動頭数 | 新規 | 代替 | 合計 | 年度末 実動頭数 | 新規 | 代替 | 合計 | 年度末 実動頭数 | 新規 | 代替 | 合計 | 年度末 実動頭数 | |
| 6 | 8 | 14 | 98 | 11 | 5 | 16 | 104 | 6 | 5 | 11 | 106 | 4 | 8 | 12 | 101 | 4 | 7 | 11 | 102 | 4 | 5 | 9 | 95 | 5 | 10 | 15 | 94 | 6 | 5 | 11 | 97 | 3 | 6 | 9 | 93 | |
| 5 | 5 | 10 | 37 | 3 | 3 | 6 | 35 | 2 | 3 | 5 | 33 | 2 | 3 | 5 | 35 | 1 | 4 | 5 | 35 | 2 | 4 | 6 | 35 | 0 | 3 | 3 | 32 | 3 | 2 | 5 | 32 | 1 | 3 | 4 | 29 | |
| 14 | 31 | 45 | 312 | 13 | 20 | 33 | 314 | 9 | 22 | 31 | 312 | 11 | 16 | 27 | 283 | 10 | 15 | 25 | 273 | 5 | 27 | 32 | 271 | 8 | 21 | 29 | 264 | 8 | 22 | 30 | 261 | 4 | 24 | 28 | 248 | |
| 38 | 12 | 50 | 189 | 31 | 14 | 45 | 205 | 17 | 15 | 32 | 211 | 21 | 14 | 35 | 219 | 11 | 18 | 29 | 213 | 23 | 18 | 41 | 224 | 11 | 30 | 41 | 223 | 20 | 24 | 44 | 218 | 20 | 26 | 46 | 232 | |
| 3 | 6 | 9 | 64 | 3 | 5 | 8 | 64 | 1 | 6 | 7 | 58 | 1 | 7 | 8 | 55 | 5 | 6 | 11 | 56 | 3 | 6 | 9 | 57 | 5 | 3 | 8 | 58 | 2 | 6 | 8 | 57 | 1 | 3 | 4 | 55 | |
| 10 | 18 | 28 | 196 | 11 | 10 | 21 | 188 | 5 | 15 | 20 | 184 | 6 | 14 | 20 | 178 | 0 | 18 | 18 | 167 | 3 | 17 | 20 | 164 | 11 | 11 | 22 | 152 | 6 | 13 | 19 | 143 | 4 | 16 | 20 | 136 | |
| 7 | 9 | 16 | 78 | 8 | 7 | 15 | 87 | 5 | 10 | 15 | 88 | 8 | 6 | 14 | 96 | 4 | 7 | 11 | 93 | 1 | 9 | 10 | 92 | 1 | 11 | 12 | 88 | 1 | 9 | 10 | 84 | 3 | 6 | 9 | 77 | |
| 2 | 8 | 10 | 45 | 7 | 6 | 13 | 53 | 4 | 8 | 12 | 54 | 1 | 5 | 6 | 51 | 2 | 7 | 9 | 48 | 3 | 3 | 6 | 45 | 2 | 4 | 6 | 45 | 2 | 3 | 5 | 45 | 4 | 2 | 6 | 46 | |
| 3 | 0 | 3 | 26 | 2 | 2 | 4 | 20 | 2 | 2 | 4 | 20 | 2 | 2 | 4 | 19 | 2 | 2 | 4 | 20 | 3 | 1 | 4 | 18 | 1 | 2 | 3 | 17 | 2 | 3 | 5 | 15 | 1 | 2 | 3 | 16 | |
| | | | | | | | | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 | 2 | 5 | 6 | 2 | 0 | 2 | 8 | 1 | 0 | 1 | 9 | 2 | 0 | 2 | 11 | 2 | 0 | 2 | 13 | 3 | 0 | 3 | 16 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 3 | |
| 88 | 97 | 185 | 1045 | 89 | 72 | 161 | 1070 | 52 | 86 | 138 | 1067 | 59 | 77 | 136 | 1043 | 41 | 84 | 125 | 1015 | 48 | 90 | 138 | 1010 | 46 | 95 | 141 | 984 | 53 | 87 | 140 | 966 | 46 | 88 | 134 | 951 | |

| 調査年度 /都道府県 | 平成18 (2006)年 | 平成19 (2007)年 | 平成20 (2008)年 | 平成21 (2009)年 | 平成22 (2010)年 | 平成23 (2011)年 | 平成24 (2012)年 | 平成25 (2013)年 | 平成26 (2014)年 | 平成27 (2015)年 | 平成28 (2016)年 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 北海道 | 55 | 57 | 59 | 59 | 62 | 57 | 59 | 51 | 52 | 55 | 52 |
| 青森県 | 3 | 4 | 4 | 5 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 5 | 6 |
| 岩手県 | 16 | 19 | 19 | 20 | 19 | 14 | 14 | 13 | 13 | 12 | 10 |
| 宮城県 | 8 | 11 | 10 | 16 | 15 | 16 | 17 | 19 | 19 | 20 | 21 |
| 秋田県 | 17 | 17 | 17 | 19 | 17 | 15 | 15 | 16 | 15 | 14 | 13 |
| 山形県 | 4 | 6 | 9 | 7 | 7 | 9 | 9 | 7 | 7 | 7 | 6 |
| 福島県 | 12 | 12 | 13 | 14 | 14 | 14 | 14 | 15 | 14 | 14 | 19 |
| 茨城県 | 19 | 20 | 20 | 24 | 24 | 27 | 26 | 27 | 25 | 25 | 18 |
| 栃木県 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 10 | 10 | 12 | 12 | 13 | 11 |
| 群馬県 | 5 | 5 | 7 | 8 | 8 | 11 | 10 | 10 | 7 | 7 | 8 |
| 埼玉県 | 53 | 59 | 58 | 59 | 58 | 48 | 45 | 43 | 42 | 47 | 48 |
| 千葉県 | 32 | 35 | 40 | 36 | 37 | 36 | 35 | 32 | 30 | 31 | 30 |
| 東京都 | 85 | 91 | 99 | 101 | 108 | 101 | 100 | 105 | 103 | 99 | 98 |
| 神奈川県 | 54 | 55 | 61 | 57 | 56 | 58 | 56 | 58 | 59 | 59 | 58 |
| 新潟県 | 24 | 27 | 26 | 29 | 30 | 32 | 35 | 37 | 36 | 34 | 34 |
| 富山県 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | 7 |
| 石川県 | 26 | 27 | 28 | 29 | 29 | 24 | 25 | 24 | 23 | 21 | 19 |
| 福井県 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 | 6 |
| 山梨県 | 12 | 12 | 13 | 12 | 17 | 19 | 17 | 18 | 18 | 19 | 20 |
| 長野県 | 32 | 26 | 27 | 27 | 24 | 23 | 22 | 23 | 22 | 20 | 20 |
| 静岡県 | 40 | 42 | 45 | 49 | 49 | 49 | 49 | 51 | 52 | 48 | 46 |
| 愛知県 | 37 | 36 | 38 | 38 | 39 | 37 | 37 | 38 | 39 | 35 | 37 |
| 岐阜県 | 13 | 13 | 12 | 12 | 8 | 6 | 6 | 5 | 6 | 7 | 7 |
| 三重県 | 11 | 11 | 11 | 12 | 9 | 12 | 13 | 12 | 13 | 13 | 12 |
| 滋賀県 | 10 | 12 | 13 | 15 | 14 | 14 | 13 | 13 | 13 | 12 | 11 |
| 京都府 | 20 | 15 | 17 | 21 | 19 | 22 | 20 | 20 | 18 | 18 | 13 |
| 大阪府 | 54 | 59 | 64 | 59 | 65 | 66 | 60 | 60 | 63 | 61 | 63 |
| 兵庫県 | 59 | 56 | 67 | 58 | 53 | 55 | 54 | 53 | 47 | 44 | 42 |
| 奈良県 | 12 | 13 | 13 | 13 | 15 | 18 | 18 | 18 | 17 | 14 | 16 |
| 和歌山県 | 10 | 8 | 8 | 9 | 8 | 8 | 7 | 7 | 5 | 4 | 4 |
| 鳥取県 | 10 | 7 | 6 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 島根県 | 9 | 11 | 11 | 11 | 10 | 11 | 11 | 11 | 12 | 13 | 13 |
| 岡山県 | 17 | 18 | 17 | 21 | 19 | 19 | 20 | 19 | 16 | 16 | 16 |
| 広島県 | 31 | 32 | 30 | 33 | 34 | 33 | 34 | 32 | 34 | 32 | 29 |
| 山口県 | 14 | 17 | 18 | 20 | 20 | 19 | 18 | 16 | 14 | 14 | 15 |
| 徳島県 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 4 | 3 | 3 |
| 香川県 | 7 | 5 | 6 | 7 | 7 | 9 | 7 | 8 | 7 | 7 | 7 |
| 愛媛県 | 16 | 13 | 15 | 14 | 14 | 14 | 15 | 15 | 11 | 11 | 13 |
| 高知県 | 9 | 9 | 9 | 10 | 11 | 9 | 8 | 7 | 8 | 9 | 9 |
| 福岡県 | 22 | 22 | 22 | 26 | 24 | 25 | 24 | 24 | 23 | 22 | 23 |
| 佐賀県 | 7 | 6 | 6 | 6 | 7 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| 長崎県 | 5 | 7 | 6 | 8 | 8 | 8 | 5 | 5 | 3 | 4 | 4 |
| 熊本県 | 18 | 17 | 15 | 15 | 15 | 11 | 9 | 9 | 10 | 9 | 7 |
| 大分県 | 10 | 15 | 18 | 16 | 16 | 18 | 18 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 宮崎県 | 13 | 13 | 13 | 14 | 14 | 12 | 11 | 12 | 12 | 11 | 11 |
| 鹿児島県 | 18 | 21 | 22 | 23 | 22 | 20 | 17 | 19 | 18 | 18 | 17 |
| 沖縄県 | 6 | 7 | 7 | 8 | 9 | 6 | 6 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| 合計 | 965 | 996 | 1045 | 1070 | 1067 | 1043 | 1015 | 1010 | 984 | 966 | 951 |

※年度末月日 昭和48年度は9月1日/昭和49年・昭和50年・平成4~8年は3月1日/昭和53年は7月1日/昭和56年・平成3年は11月1日/昭和63年は2月1日/平成2年は9月1日以外は全て3月31日



盲導犬訓練 3 計画 (社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会 自立支援施設部会盲導犬委員会 策定)

盲導犬訓練計画

第1 適性犬の基準

1、身体

- (1) 一般的な最低体高は50cm程度で、体重は犬種により好ましい重さであること。
- (2) 健康体でバランスがとれており、体力があり、歩調が安定していること。
- (3) 外見が良好で、被毛の手入れが容易なもの。
- (4) 通常は、生後12ヶ月～24ヶ月齢で訓練を開始するのが望ましい。

2、性質

- (1) 健全で陽気な性格であり、動物や人間に対して友好的であること。
- (2) 人間の声によく反応し、人を喜ばせようとし、人間と一緒にいることを好む。
- (3) 他の動物に対し強い興味を示さず、挑発的な行動をしない。
- (4) 平均的な触覚、聴覚及び感受性を有しており、極端なものは好ましくない。
- (5) 神経質な面がなく、攻撃的でなく、過剰な支配的性質を有していないこと。
- (6) すぐれた集中力と積極性、及び環境への順応性があること。
- (7) 乗り物酔いがないこと。
- (8) 警戒心の強い性質でないこと。

3、動作

- (1) 落ち着いた動作で作業をすることが出来ることが望ましい。
- (2) 排泄習慣が身についており、適切な場所で命令により出来ること。

4、健康と管理

- (1) 犬は身体的（特に腰と目に関して）に、適切であるか否かを確認するため、訓練開始時もしくは訓練終了後に検査する必要がある。
- (2) 身体的条件が、誘導能力を発揮出来る基準に達しない犬は、盲導犬としては認められない。
- (3) 犬の一生を通じて疾病から予防するための衛生的管理をしなければならない。
- (4) 犬を苦しめることなく愛情をもって接し、適正に取り扱わなければならない。
- (5) 適切な飼育を行うための環境の確保を行わなければならない。

第2 適性犬の供給・確保

1、原則

訓練のために適性のある犬を、常に計画的に供給できるように努めなければならない。また、この計画は適任者の指導のもとに実施されることが望ましい。

2、繁殖と育成

- (1) 盲導犬施設は、需要に見合う供給を確保するために、繁殖と子犬飼育の計画を立て、その計画を継続しなければならない。
- (2) 繁殖計画は専門的知識と経験を持つ者の下で、責任をもって行わなければならない。
- (3) 遺伝性疾患等の問題を生じさせる繁殖や母犬に過度な負担をかける繁殖等を避けなければならない。

3、子犬の飼育

- (1) 盲導犬となるように飼育する子犬は、生後6～8週間の間に盲導犬施設により選ばれた個人の家庭に預け、飼育を委託することが望ましい。
- (2) 性質的にも身体的にも、正しいしつけと発育を確固たるものにするため、定期的に（毎月1回以上が好ましい）知識のある者が、委託家庭を指導することが望ましい。

4、獣医師による健康診断

繁殖犬と飼育用の子犬の身体・精神両面の健全を確保するために、獣医師の適切な検査を適宜受けるべきである。

5、記録

最良の状態で繁殖と育成が行われるために、繁殖犬と子犬の詳細な記録を保存のファイルとして保管すること。

第3 盲導犬訓練の内容

ハーネスを着けた盲導犬は、強く引っ張ることがなく、リラックスして歩き、前方の道に注意を集中しなければならない。

1、基礎訓練

- 呼んだら来ること
- 座ること
- 伏せること
- 待つこと
- 四つ足で立って待つこと
- 脚側につくこと
- 前進すること
- 停止すること
- 後に戻ること
- 右に進行すること
- 左に進行すること
- 早めに歩くこと
- ゆっくり歩くこと 等

2、歩道

視覚障害者が安全に歩道にのったり、歩道を下りたり出来るように誘導しなければならない。また道路を横断するのに適切な場所を探して、そこへ誘導しなければならない。

3、道路の横断

- (1) 危険がない限り、視覚障害者の命令によりまっすぐ横断しなければならない。
- (2) 車の接近がある場合は、適切な行動を取らなければならない。

4、障害物

- (1) 障害物は視覚障害者が安全に歩行が続けられるように、十分な間隔をとって避けなければならない。
- (2) 障害物が歩道全体を遮っている場合は、この障害物を回避するため歩道から一度下りて、再び歩道に戻るよう視覚障害者を誘導しなければならない。
- (3) 誘導する視覚障害者の上半身や頭部の高さの障害物に注意し、停止したり、迂回したりしなければならない。

5、横断歩道

横断歩道の直前へ誘導し、安全に横断しなければならない。

6、階段

階段は命令により探し、最初の段差を教え、視覚障害者のスピードに合わせて上り下りしなければならない。

7、扉（ドア）

ドアは命令により探して誘導しなければならない。

8、通行人

人とすれ違ったり人を追い越すときは、視覚障害者がそのまま歩き続けることが出来るように十分な間隔を取れるような方法で通行人を避けなければならない。

9、公共の場所

公共施設等で行儀よく行動しなければならない。また、命令により主人の足元や指示された場所に伏せたり座ったり、静かに待っていないといけない。

10、交通機関

- (1) 命令によりバス、電車等の入り口を探し、ゆっくりと乗車し空席があれば誘導しなければならない。降車の際は出口を見つけ、最初の段差で待ってから、ゆっくりと主人を誘導すること。
- (2) 乗車中は主人の足元付近にいて伏せ、もしくは座っておとなしく待たなければならない。
- (3) プラットホームでは、視覚障害者を安全に誘導しなければならない。

11、気を散らすもの

他の動物や食べ物のような気を散らすものも無視しなければならない。

12、歩道のない道路

歩道のない道路では、道路の端を注意して歩行しなければならない。

13、招呼（自由運動の時など）

視覚障害者が名前を呼んだり、招呼の命令を出したときは、すぐに主人のもとへ来なければならない。

14、記録

各犬の訓練中の記録は、将来の問題発生を未然に防ぐために、交配・飼育記録に記録されている重要事項と共に、盲導犬として活動している間は保管しなければならない。

15、訓練時間

- (1) 訓練は実働日数として、最低80日間行わなければならない。
- (2) 訓練期間中は、それぞれの犬は定期的に訓練されなければならない。

16、特別訓練

訓練期間の最後の4週間は、将来の主人となる視覚障害者の個別の必要条件に合わせて広範囲な経験を与えなければならない。

17、評価・指導

- (1) 視覚障害者の歩行指導に入る前に、盲導犬歩行指導員が各犬の訓練の進捗状況をアイマスクテストによりテストし評価しなければならない。
- (2) 盲導犬歩行指導員による最後の評価及び訓練を実施しなければならない。

附則

施行日 平成29年4月1日からとする。

盲導犬歩行指導計画

第1 訓練生の要件

- 1、目が見えないあるいは見えにくいために、歩行に相当の困難・危険があるもので、自立と社会参加をしようとする意欲があるもの。
- 2、盲導犬を利用できる身体的・精神的条件を備え、自立と社会参加が期待できるもの。
- 3、盲導犬を適正に使用及び管理することができるもの。
- 4、盲導犬を苦しめることなく愛情をもって適正に取り扱い、適正な飼養ができる環境を保持できるもの。
- 5、盲導犬を清潔に保ち、公衆衛生上の危害を生じさせないもの。
- 6、盲導犬使用者の健康・障害・環境状況の変化、犬の行動・健康の変化に応じ必要とされる補充訓練、追加訓練その他再訓練（以下、「フォローアップ」という）を受けられるもの。

第2 入所選考

- 1、入所希望者は各訓練施設所定の書類を提出しなければならない。
- 2、入所希望者は各訓練施設が行う面接調査を受けなければならない。
- 3、入所の可否については、各訓練施設が公平に審査し決定し本人に通知する。

第3 更生援護の計画

1、指導会議

- (1) 会議は、施設長が議長となり、施設において指導を担当する職員が参加するものとする。
- (2) 会議は、入所希望者の障害の状況や必要とする補助についての評価に基づき訓練計画を作成し、訓練犬との適合性を評価する。訓練計画の作成及び訓練の実施に当たっては専門的な知識を有する者との連携及び協力を得る。
- (3) 会議は、歩行指導中の個々の視覚障害者について、訓練過程の進捗および履修の状況を検討し、併せて、歩行指導の継続、中断および修了について判定する。
- (4) 会議は、歩行指導を行わないもしくは中断と判定した視覚障害者に対して、その理由を明らかにし、必要に応じ社会適応訓練施設の紹介など適切な助言を行なうものとする。
- (5) 会議は、個々の盲導犬について、盲導犬としての能力・健康状況等を常に把握し、問題があると判断された場合には、再訓練の適切な処置を講じるものとする。
- (6) 会議は、盲導犬使用者について、盲導犬の利用状況や使用上の作法が適正であるかどうかを把握し、問題があると判断された場合には改善の指導を行なう。
- (7) 会議は、適正なフォローアップにもよっても問題が解決しない場合や盲導犬使用者が第1「訓練生の要件」を欠いた場合は、盲導犬の認定を取り消す。

2、生活指導

- (1) 施設は、入所者の教養・娯楽に供するため、テレビ・ラジオ・点字図書・テープライブラリー等を備え、社会適応性の向上を図るよう努めなければならない。
- (2) 入所者の日常生活において、必要に応じ身辺管理及び日常生活諸動

作等の技術的助言・指導を行う。

第4 歩行指導

1、歩行指導とは、盲導犬の使用を希望する視覚障害者に対し、盲導犬を安全かつ有効に利用できるよう使用方法及び健康管理の仕方などを指導することをいう。

2、歩行指導期間は、次のとおりとする。

新規の者 4週間を基準

代替の者 2週間以上

3、歩行指導は入所を原則とするが、一部を訪問による指導とすることができる。

第5 盲導犬歩行指導カリキュラム

歩行指導のカリキュラムは、次の内容を含むものでなければならない。ただし、代替に伴う歩行指導の場合は、一部を省略することができるものとする。

1、講義項目

講義は1時限を50分程度として、新規入所生は12時限以上行わなければならない。なお、代替の訓練生には補足事項の講義を行う。

(1) オリエンテーション

- ①日課の説明
- ②歩行指導プログラムの説明
- ③入所規則等の説明

(2) 歩行のための基礎理論

- ①盲導犬歩行の基礎知識
- ②道路標識・交通機関・施設等の構造把握
- ③保有感覚器官の活用の仕方と歩行
- ④情報収集方法
- ⑤援助依頼の仕方

(3) 盲導犬について

- ①犬学基本理論：稟性・行動・動作・起源・犬種・用途等
- ②盲導犬の育成プログラム：繁殖・パピーウォーキング・訓練に関する各プログラム
- ③盲導犬に関する法令および通達等

(4) 飼育管理について

- ①犬の健康と病気について、その病状と予防対策
- ②給餌について
- ③グルーミング及び入浴のさせ方について
- ④排泄のさせ方について

(5) 盲導犬使用心得

- ①盲導犬使用者の社会的責任とマナー
- ②盲導犬の社会への受け入れと対応

(6) その他必要と思われる事項

2、実技項目

実技指導は1回を2時間程度として、新規入所生は訓練日数20日以上、訓練回数40回、代替入所生は訓練日数10日以上、訓練回数20回以上行わなければならない。

(1) 初期指導

- ①施設内ファミリーアライゼーション
- ②用具の説明
- ③服従（命令語を含む）
- ④室内服従（リード歩行を含む）
- ⑤ハーネスワーク（姿勢・命令語・ポジションを含む）

(2) 基本歩行訓練

- ①直線歩行
- ②左折・右折等（両サイド歩行にあっては持ち替え・後戻りを含む）
- ③障害物回避（歩道上の障害物・車道上の障害物）
- ④段差（歩道・階段昇降を含む）
- ⑤歩行速度のコントロール
- ⑥移動のための訓練用車両の乗降
- ⑦道路横断（交差点・横断歩道）
- ⑧信号の判断（時差式・矢印信号・押しボタン式）
- ⑨犬のコントロール（賞賛・叱責・言葉かけ・他の動物等への対応）

(3) 公共交通機関利用訓練

- ①プラットホームの移動
- ②JR・電車・地下鉄・バス・タクシー等の利用が可能になる訓練

- (4) 公共施設等利用訓練
- ①喫茶店・レストラン・コンビニエンスストア・市場・デパート等が可能になる訓練
 - ②エレベーター・エスカレーター
- (5) 応用歩行
- ①繁華街歩行
 - ②援助依頼と断りの作法
 - ③メンタルマップの想起（口頭ファム・地図の利用等による歩行）
- (6) 犬の飼育管理に関する指導
- ①給餌・排泄・入浴・グルーミング等
 - ②排便場所の衛生管理（消臭・消毒）
- (7) その他
- ①目が見えにくい者に対しては、保有視力の活用とそのリスクを把握した上での歩行訓練
 - ②ハーネスの持ち方は左手持ちと左右持ち等、盲導犬訓練施設によって違いはあるが、それぞれの長所・短所に応じた歩行訓練
 - ③白杖等歩行補助具の併用においては、盲導犬歩行に適した使用による歩行訓練
 - ④入所者の所在地域環境及びニーズに応じて必要と思われる歩行指導

第6 フォローアップ

歩行指導カリキュラムを修了した者に対し、次のフォローアップを行うこととする。

- 1、歩行指導修了直後、若しくはできるだけ早い時期に盲導犬使用者の居住地域での歩行についてフォローアップを行わなければならない。但し、歩行の安全が確認できた者についてはその限りではない。
- 2、最低年1回、各訓練施設所定の定期報告書の提出を求め、必要に応じフォローアップを実施する。
- 3、要請により、生活環境の変化に対応するフォローアップを実施する。
- 4、要請により、不適切な行動あるいは飼育管理に対応するフォローアップを実施する。
- 5、盲導犬使用者の加齢等による身体状況の変化及び見えにくさの状況の変化に対応するフォローアップを実施する。

第7 盲導犬の引退時期

- 1、健康上の理由や歩行状況による盲導犬の引退時期は、各施設が決定する。
- 2、引退した盲導犬の処遇については、各訓練施設の適切な動物愛護精神に基づく判断に委ねられるものとする。

第8 記録

- 1、歩行指導期間中の指導状況については、全て記録しなければならない。
- 2、視覚障害者のプライバシーに関する事項・書類については厳重に取り扱い、外部に漏洩してはならない

附則

施行日 平成29年4月1日からとする。

盲導犬歩行指導員等養成計画

第1 用語の定義

1、盲導犬

盲導犬とは、道路交通法施行令第8条2項の規程により国家公安委員会が指定する「盲導犬の訓練を目的とする法人」（以下「法人」という）が設置する訓練施設において訓練された犬を、訓練施設が定める歩行指導の課程を修了した視覚障害者が使用する場合に盲導犬という。

2、歩行指導

盲導犬の使用を希望する視覚障害者に対し盲導犬を安全かつ有効に利用するために、使用法および健康管理の仕方などを指導することをいう。

3、盲導犬歩行指導員

盲導犬歩行指導員とは、本養成基準によって養成され、自らの責任において歩行指導に供することができる犬を訓練し歩行指導を行うことができる者をいい、法人が認定した者をいう。

4、盲導犬訓練士

盲導犬訓練士とは、本養成基準によって養成され、歩行指導に供すること

ができる犬を訓練する技能を有すると法人が認定した者をいう。

5、研修生

盲導犬歩行指導員及び盲導犬訓練士になるために研修中の者をいう。

第2 研修生の選考

1、研修生の採用にあたっては、応募者に法人の定める書類の提出を求め、選考する。

第3 研修生の要件

- 1、高等学校卒業程度以上の学力を有する者。
- 2、心身共に健康な者。

第4 研修生の指導

- 1、研修生の指導は盲導犬歩行指導員があたり、施設長はこれを監督する。
- 2、指導員は研修生に関する必要のことを記録し、研修年度毎に研修生の進路について決定する。

第5 研修プログラム等

1、盲導犬訓練士養成課程

(1) 養成期間 3年

(2) 研修期間中に次に掲げる研修プログラムを修了しなければならない。

①犬の訓練頭数 指導監督のもとに12頭以上

ア. 盲導犬訓練基準<第3盲導犬訓練の内容><1. 基礎訓練>に定める訓練を専ら修了した時点で訓練頭数1頭とする。

イ. 訓練頭数12頭のうち4頭以上は、盲導犬訓練基準<第3盲導犬訓練の内容>の1項～13項に定める訓練を専ら修了しなければならない。

②技術及び専門知識

ア. 犬の訓練技術及び犬に関する知識

犬解剖学、犬舎管理を含む飼育技術、犬の歴史、犬の感覚、犬と人間の相互作用、動物心理学、繁殖遺伝学、盲導犬の歴史、訓練方法論、公衆衛生学等。

イ. 視覚障害及び法律に関する知識

身体障害者福祉論、視覚障害概論、関係法規

2、盲導犬歩行指導員養成課程

(1) 養成期間 盲導犬訓練士養成過程修了後2年

（ただし、日本ライトハウスの厚生省委託歩行指導者養成課程、または国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害者生活訓練専門職員養成課程及びそれに準ずる課程を修了した者は視覚障害者の歩行に関する技術及び知識の修得を免除し、また以下に掲げる研修プログラムを優秀な成績で修了したものは1年まで期間を短縮することができる）

(2) 研修期間中に次に掲げる研修プログラムを修了しなければならない。

①犬の訓練頭数 盲導犬訓練士養成過程の訓練頭数を含め20頭以上

②歩行指導の事例 指導監督のもとに6例以上

③技術及び専門知識

ア. 視覚障害者の歩行に関する技術及び知識

人間の感覚、運動のメカニズム、学習心理学及び教育方法論、老年学、ロービジョン、発達心理学、面接と評価の技法、カウンセリング、電子機器など

イ. 盲導犬の歩行指導に関する技術及び知識

盲導犬の使用に関する適性評価、フォローアップ、指導計画の立案等。

第6 資格の認定

盲導犬歩行指導員等の資格の認定は指定法人が行う。法人は資格の認定に当たっては、研修生が、訓練技術、専門知識および経験事例について、それぞれ満足すべき水準に達していることを確認し、確認した記録を10年間保存しなければならない。

なお、法人は、資格の認定を十分な判断能力のある第三者機関に委嘱することができる。

第7 制限

研修生が訓練した犬は、歩行指導員が直接評価し、もしくは再訓練することなしに歩行指導に用いられてはならない。

附則

施行日 平成29年4月1日からとする。

盲導犬関連法

警察庁

道路交通法

(昭和三十五年六月二十五日法律第五号)

(目が見えない者、幼児、高齢者等の保護)

第十四条 目が見えない者(目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。)は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない。

2 目が見えない者以外の者(耳が聞こえない者及び政令で定める程度の身体の障害のある者を除く。)は、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて道路を通行してはならない。

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

二 身体障害者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

道路交通法施行令

(昭和三十五年十月十一日政令第二百七十号)

(目が見えない者等の保護)

第八条 法第十四条第一項及び第二項の政令で定めるつえは、白色又は黄色のつえとする。

2 法第十四条第一項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したものが盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認められた犬で、内閣府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。

3 前項の指定の手続その他の同項の指定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

道路交通法施行規則

(昭和三十五年十二月三日総理府令第六十号)

(盲導犬の用具)

第五条の二 令第八条第二項の内閣府令で定める用具は、白色又は黄色の別図の形状のものとする。

盲導犬に付けることとされている用具(「ハーネス」)の形状につき、取手部に目が見えない者が把持する部分を更に取り付けることができることとする。胴輪部のうち盲導犬の両前肢の間を通す部分については、備えないことができることとする。(一部改正平成22年12月17日施行)

盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則

(平成四年九月十六日国家公安委員会規則第十七号)

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第八条第三項の規定に基づき、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則を次のように定める。

(指定の基準等)

第一条 道路交通法施行令第八条第二項の規定による指定(以下「指定」という。)は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。

2 指定の基準は、次のとおりとする。

一 盲導犬として必要な訓練をする業務又は盲導犬として必要な訓練を受けていることを認定する業務(以下「盲導犬訓練業務等」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。

二 盲導犬訓練業務等を行うための施設が次のいずれにも該当するものであること。

イ 盲導犬訓練業務等を行う者(以下「訓練士等」という。)として盲導犬訓練業務等を適正に行うため必要な知識及び技能を有する者が置かれて

いること。

ロ 盲導犬訓練業務等を適正に行うため必要な設備を備えていること。

三 盲導犬訓練業務等を適正かつ確実に行うため必要な経理的基礎を有すること。

四 盲導犬訓練業務等以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより盲導犬訓練業務等が不公正になるおそれがないこと。

(指定の申請)

第二条 指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 事務所の名称及び所在地

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四 盲導犬訓練業務等の実施の基本的な計画を記載した書面

五 訓練士等の氏名、住所並びに盲導犬訓練業務等に関する資格及び略歴を記載した書面

六 盲導犬訓練業務等を行うための施設の名称、所在地及び設備の概要を記載した書面並びに当該施設の見取図

七 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

(名称等の公示)

第三条 国家公安委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

(名称等の変更)

第四条 指定法人は、前条の規定による公示に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

2 国家公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

3 指定法人は、第二条第二項に掲げる書類の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

(国家公安委員会への報告等)

第五条 指定法人は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

3 国家公安委員会は、指定法人の盲導犬訓練業務等に係る事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(解任の勧告)

第六条 国家公安委員会は、指定法人の役員又は訓練士等が盲導犬訓練業務等に関し不正な行為をしたときは、当該指定法人に対し、当該役員又は訓練士等の解任を勧告することができる。

(改善の勧告)

第七条 国家公安委員会は、指定法人の財産の状況又はその盲導犬訓練業務等に係る事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(指定の取消し等)

第八条 国家公安委員会は、指定法人が、この規則の規定に違反したとき、又は前二条の規定による勧告があったにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるときは、その指定を取り消すことができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(施行期日)

1 この規則は、平成四年十一月一日から施行する。

厚生労働省

身体障害者補助犬法

(平成十四年五月二十九日法律第四十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

2 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第十四条第一項に規定する政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

3 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

4 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

第二章 身体障害者補助犬の訓練

(訓練事業者の義務)

第三条 盲導犬訓練施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。)を営む事業を行う者、介助犬訓練事業(同法第四条の二第三項に規定する介助犬訓練事業をいう。)を行う者及び聴導犬訓練事業(同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。)を行う者(以下「訓練事業者」という。)は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供するものとの連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。

第四条 訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第五条 前二条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

第七条 国等(国及び地方公共団体並びに独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。))その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。)は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬(第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。)を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。この場合において、同項ただし書中「身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合」とあるのは、「身体障害者補助犬の使用により国等の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴)

第八条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第四号に規定する公共交通事業者等をいう。以下同じ。)は、その管理する旅客施設(同条第五号に規定する旅客施設をいう。以下同じ。)及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等(車両、自動車、船舶及び航空機をいう。以下同じ。)を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用)

第十条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十三条第一項の規定により算定した同項に規定する法定雇用障害者数が一人以上である場合の同項の事業主が雇用の同項の労働者の数のうち最小の数を勘案して政令で定める数以上の同項の労働者を雇用している事業主(国等を除く。)並びに当該事業主が同法第四十四条第一項の親事業主である場合の同項の子会社及び当該事業主が同法第四十五条第一項に規定する親事業主である場合の同項の関係会社(以下「障害者雇用事業主」という。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の使用により当該障害者雇用事業主の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 障害者雇用事業主以外の事業主(国等を除く。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

第十一条 住宅を管理する者(国等を除く。)は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(身体障害者補助犬の表示等)

第十二条 この章に規定する施設等(住宅を除く。)の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆

衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(身体障害者補助犬の行動の管理)

第十三条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理しなければならない。

(表示の制限)

第十四条 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であつて、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

(法人の指定)

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

第十六条 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬(当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。)であつて当該指定法人に申請があつたものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなつたと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。

(改善命令)

第十七条 厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十八条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

(身体障害者補助犬の取扱い)

第二十一条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(国民の協力)

第二十四条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

第七章 雑則

(苦情の申出等)

第二十五条 身体障害者又は第四章に規定する施設等を管理する者(事業所又は事務所にあつては当該事業所又は事務所の事業主とし、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等にあつては当該公共交通事業者等とする。以下同じ。)は、当該施設等の所在地(公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等にあつては、当該公共交通事業者等の営業所の所在地)を管轄する都道府県知事に対し、当該施設等における当該身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の申出をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の苦情の申出があつたときは、その相談に応ずるとともに、当該苦情に係る身体障害者又は第四章に規定する施設等を管理する者に対し、必要な助言、指導等を行うほか、必要に応じて、関係行政機関の紹介を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の苦情の申出を受けた場合において当該苦情を適切に処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長若しくは関係地方公共団体の長又は訓練事業者若しくは指定法人に対し、必要な資料の送付、情報の提供その他の協力を求めることができる。

(大都市等の特例)

第二十六条 前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)の長が行う。この場合においては、前条の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

第八章 罰則

第二十七条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定(介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。)は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

第一条の二 第十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第四十三条第一項」とあるのは、「附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項」とする。

第二条 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているもの」とある

のは、「政令で定める盲導犬」とする。
(以下、略)

身体障害者補助犬法施行規則

(平成十四年九月三十日厚生労働省令第二百二十七号)

身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第五条、第十二条、第十五条第一項及び第二十条並びに附則第三条の規定に基づき、身体障害者補助犬法施行規則を次のように定める。

(盲導犬の訓練基準)

第一条 身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号。以下「法」という。)第三条第一項に規定する訓練のうち盲導犬に係るものは、次に掲げる訓練により行わなければならない。この場合において、第一号に掲げる基礎訓練及び第二号に掲げる歩行誘導訓練は、並行して行うことができる。

一 基礎訓練(視覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者であって盲導犬を使用しようとするもの(以下「盲導犬使用予定者」という。)がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとることができるようにするための基本動作の訓練をいう。)

二 歩行誘導訓練(盲導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じ、道路の通行及び横断、階段の昇降、不特定かつ多数の者が利用する施設等の利用等を安全に行うための歩行誘導を確実に行うことができるようにするための訓練をいう。)

三 合同訓練(盲導犬使用予定者が盲導犬とするための訓練を受けている犬(ハからホまで及び次項において「訓練犬」という。)に指示をして、基本動作及び歩行誘導を適切に行わせることができるようにするための次に掲げる訓練及び指導をいう。)

イ 盲導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練

ロ 盲導犬使用予定者の屋内外の生活環境に応じた訓練

ハ 盲導犬使用予定者に対する訓練犬との意思疎通の手段の指導

ニ 盲導犬使用予定者に対する訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理に関する指導

ホ 盲導犬使用予定者が訓練犬を不特定かつ多数の者が利用する施設等に同伴する訓練

2 前項第二号に掲げる歩行誘導訓練については、盲導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助についての正しい評価に基づいて作成された訓練計画により行うとともに、盲導犬使用予定者と訓練犬との適合性の評価をできる限り早期に行わなければならない。

3 盲導犬訓練事業者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十三条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業を行う者をいう。以下同じ。)は、前項に規定する訓練計画の作成及び適合性の評価その他第一項各号に掲げる訓練を行うに当たって、医師、獣医師、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者との連携を確保するとともに、必要に応じ福祉サービスを提供する者その他の関係者(以下「福祉サービスを提供する者等」という。)の協力を得なければならない。

4 盲導犬訓練事業者は、育成した盲導犬の健康状態並びに基本動作及び歩行誘導の状況について、これを使用する身体障害者から定期的に報告を求め、その障害の状況及び必要とする補助、屋内外の生活環境等の変化に対応するための補充訓練、追加訓練その他の再訓練を継続的に行わなければならない。

(身体障害者補助犬の表示)

第四条 法第十二条第一項の規定による表示は、様式第一号により身体障害者補助犬の胴体に見やすいように行わなければならない。
(法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類)

第五条 法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、身体障害者補助犬の衛生の確保のための健康管理に関する次に掲げる事項を記載した書類(以下「身体障害者補助犬健康管理記録」という。)及び第九条第五項の規定により交付された身体障害者補助犬認定証その他身体障害者補助犬であることを証明する書類とする。

一 身体障害者補助犬の予防接種及び検診の実施に関する記録(予防接種及び検診を実施した診療機関等の名称及び獣医師の署名又は記名押印がなければならぬ。)

二 前号に掲げるもののほか、身体障害者補助犬の衛生の確保のための健康管理に関する記録

身体障害者補助犬法施行規則及び身体障害者福祉法施行規則の一部を改正

する省令の施行について

(平成14年10月1日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
「身体障害者補助犬法」(平成14年法律第49号。以下「法」という。)に基づく「身体障害者補助犬法施行規則(以下「施行規則」という。))については、平成14年9月30日厚生労働省令第127号をもって、また「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための身体障害者基本法の一部を改正する法律」(平成14年法律第50号)の一部の施行に伴う身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令については、平成14年9月30日厚生労働省令第126号をもって公布され、それぞれ平成14年10月1日から施行されることとなったが、その施行に当たっては、下記に掲げる事項に留意の上、管下市町村を始め、関係機関・団体及び身体障害者補助犬の訓練を行う者(以下「訓練事業者」という。)等に対し、周知徹底を図られるよう特段の御配慮をお願いしたい。

記

1 身体障害者補助犬の訓練について(施行規則第1条、第2条及び第3条関係)

(1) 盲導犬の訓練について

盲導犬の訓練は、施行規則第1条に定める訓練基準に基づき行うとともに、併せて、平成4年に社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会が策定された「盲導犬訓練基準」(別添1)も指針として活用されるべきものであること。

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 訓練事業者は、公共交通機関、商業施設、飲食施設等(以下「施設等」という。)で訓練を行う場合は、これらの管理者から、訓練の日時、内容等について事前の了承を得ること。

また、訓練に当たっては、施設等の規則や指示に従うとともに、施設等や周囲の人に迷惑又は危害を及ぼさないよう責任をもって管理しなければならないこと。

イ 訓練事業者は、野外での訓練の実施に当たっては、訓練を行っている犬の胴体が見やすい場所に、「訓練中」である旨を明確に表示しなければならないこと

(以下、略)

社会福祉法

(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に應ずる事業

障害者基本法

(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

(医療、介護等)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。)その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるように施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該

公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

身体障害者福祉法

(昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号)

(施設)

第五条 この法律において、「身体障害者社会参加支援施設」とは、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。

第三節 盲導犬等の貸与

第二十条 都道府県は、視覚障害のある身体障害者、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者から申請があつたときは、その福祉を図るため、必要に応じ、盲導犬訓練施設において訓練を受けた盲導犬(身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。)、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬を貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを貸与することを委託することができる。

(社会参加を促進する事業の実施)

第二十一条 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

(盲導犬訓練施設)

第三十三条 盲導犬訓練施設は、無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設とする。

身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準

(平成十五年三月十二日厚生労働省令第二十一号)

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十八条第一項の規定に基づき、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第五十四号)の全部を改正する省令を次のように定める。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。)第二十八条第一項の規定による身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(基本方針)

第二条 身体障害者社会参加支援施設は、入所者又は利用者(以下この章において「入所者等」という。)に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 身体障害者社会参加支援施設は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うよう努めなければならない。

3 身体障害者社会参加支援施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、身体障害者の福祉を推進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 身体障害者社会参加支援施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。(構造設備の一般原則)

第三条 身体障害者社会参加支援施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の入所者等の保健

衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 身体障害者社会参加支援施設(身体障害者福祉センター(第十三条に規定する障害者更生センターを除く。)を除く。)の建物(入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

3 前項本文の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての身体障害者社会参加支援施設の建物であつて、火災に係る入所者等の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

(設備の専用)

第四条 身体障害者社会参加支援施設の設備は、専ら当該身体障害者社会参加支援施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の専従)

第五条 身体障害者社会参加支援施設の職員は、専ら当該身体障害者社会参加支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第六条 身体障害者社会参加支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 身体障害者社会参加支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第七条 身体障害者社会参加支援施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 身体障害者社会参加支援施設は、入所者等の支援の状況に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から五年間保存しなければならない。(相談及び援助)

第八条 身体障害者社会参加支援施設は、常に入所者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(秘密保持等)

第九条 身体障害者社会参加支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 身体障害者社会参加支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第十条 身体障害者社会参加支援施設は、その行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 身体障害者社会参加支援施設は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を

行わなければならない。

3 身体障害者社会参加支援施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。（地域との連携等）

第十一条 身体障害者社会参加支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第十二条 身体障害者社会参加支援施設は、入所者等に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 身体障害者社会参加支援施設は、入所者等に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第二十条 身体障害者福祉センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額
- 四 施設の利用に当たっての留意事項
- 五 非常災害対策
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

（施設長の責務）

第二十一条 身体障害者福祉センターの施設長は、当該身体障害者福祉センターの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 身体障害者福祉センターの施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第二十二条 身体障害者福祉センターは、利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 身体障害者福祉センターは、当該身体障害者福祉センターの職員によって支援を行わなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 身体障害者福祉センターは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第二十三条 身体障害者福祉センターは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 身体障害者福祉センターは、当該身体障害者福祉センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（身体障害者福祉センターが利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第二十四条 身体障害者福祉センターが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに当該利用者金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者の同意を得なければならない。

第四章 盲導犬訓練施設

（設備の基準）

第二十九条 盲導犬訓練施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該盲導犬訓練施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、当該盲導犬訓練施設が行う訓練に支障がないときは、次の各号（第九号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂

三 浴室

四 洗面所

五 便所

六 調理室

七 洗濯室

八 相談室

九 犬舎

十 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、二人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者（盲導犬の利用に必要な訓練を受けるために盲導犬訓練施設に入所又は通所する者をいう。以下同じ。）一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 入所者の特性に応じたものであること。

四 洗面所 入所者の特性に応じたものであること。

五 便所 入所者の特性に応じたものであること。

六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 犬舎

イ 清潔を保ち、犬の運動及び排せつの場所を備えること。

ロ 犬の飼育及び健康管理等に必要な機械器具等を備えること。

3 盲導犬訓練施設は、前二項に規定するもののほか、犬の訓練等に必要機械器具等を備えなければならない。

（職員の配置の基準）

第三十条 盲導犬訓練施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 獣医師 一以上

四 訓練指導員 一以上

2 盲導犬訓練施設には、前項に掲げる職員に加えて、当該盲導犬訓練施設の運営に必要な職員を置かななければならない。

（職員の資格要件）

第三十一条 施設長は、社会福祉事業に五年以上従事した者又は盲導犬訓練施設の施設長として必要な学識経験を有する者でなければならない。

2 訓練指導員は、盲導犬の訓練等に関する相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

（健康管理）

第三十二条 入所者については、必要に応じて健康診断を行わなければならない。

（準用）

第三十三条 第二十条から第二十四条までの規定は、盲導犬訓練施設について準用する。

環境省

動物の愛護及び管理に関する法律

(昭和四十八年十月一日法律第百五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(地方公共団体の措置)

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

第二節 第一種動物取扱業者

(廃業等の届出)

第十六条 第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(環境省令への委任)

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、第一種動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(感染性の疾病の予防)

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

(動物を取り扱うことが困難になつた場合の譲渡し等)

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になつた場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(販売に際しての情報提供の方法等)

第二十一条の四 略

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 飼養施設の所在地

三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法

四 主として取り扱う動物の種類及び数

五 飼養施設の構造及び規模

六 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項 (変更の届出)

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第二種動物取扱業者」という。）は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。（準用規定）

第二十四条の四 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条、第二十三条（第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第二項」とあるのは「第二十四条の四において準用する第二十一条第一項又は第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条及び第二十三条（第二項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いせばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十五条～第五十条 略

内閣府

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律六十五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念のっとり、全ての障害者が、障害者でない者等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社

会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和三十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨のっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）

を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(以下、略)

協会歌「瞳と命をつないで」

協会歌「瞳と命をつないで」は、日本盲導犬協会創立40周年を記念して作った歌で、作詞は当時の池本卯典常任理事、作曲は若手作曲家の高橋一さんです。高橋さんは『盲導犬と歩くようになって風を感じた』という盲導犬ユーザーの言葉に衝撃と感動をおぼえ、『風』をテーマにしたメロディーが自然と湧き上がってきたと話します。

「瞳と命をつないで」 作詞 池本卯典 作曲 高橋一

青空のように 風のように
ふれ合う瞳 煌く(きらめく)ように
みんなで 語る希望(のぞみ)は 高らかに
どこでも 誰でも 歩める街を
愛と真実(まこと)で 育ててゆこう
この日本にひとつ 日本盲導犬協会

太陽のように 虹のように
ふれ合う命 輝くように
みんなで 燃ゆる誓いは 清らかに
いつでも 誰でも 微笑む街を
愛と真実(まこと)で 育ててゆこう
この地球にひとつ 日本盲導犬協会

瞳と命をつないで

作詞 池本 卯典
作曲 高橋 一

MAESTOSO ♩ = 82
【前奏】

晴るかたにだれでも だれでも 愛ほめる まちを
おそろふのよう に かじのよう
を あいと まことと で 育て
てゆこう このち ほうに ひとつ
を、ふれあう ひろみ かが
で てゆこう このち ほうに ひとつ
を、おくら よう に みんなで かな
る のち ぞか みい は たき
づに ぼん もう どうけんきよ う かい
た かい

【間奏】

1.
2.

使命

目の見えない人、見えにくい人が、
行きたい時に、行きたい場所へ行くことができるように、
私たちは、安全で快適な盲導犬との歩行を提供します。

Our Mission

To provide safe and comfortable mobility with guide dogs for the visually impaired and those with low vision,
so that they can go anywhere at anytime.

活動方針 Activity Policies

良質な盲導犬を1頭でも多く安定的に育成します。

To produce as many high quality guide dogs as possible.

盲導犬と視覚障がいへの理解を広げていきます。

To enhance the general understanding of guide dogs and the visually impaired.

動物福祉の精神を尊重し、盲導犬の一生に責任を持ちます。

To respect animal welfare and to be responsible for the life-time care of guide dogs.

盲導犬の育成を科学します。

To take a scientific approach to the production of guide dogs.

目の不自由な方の生活の質向上に貢献します。

To contribute to the enhancement of QOL (quality of life) for the visually impaired.

国内外のパートナーシップを大切にします。

To value domestic and international partnerships.

高い専門性を持つスタッフを養成します。

To educate highly professional staff.

職員の信条 Staff Commitments

チームワークを大切に、質の高い業務を遂行します。

To value teamwork and maintain quality work.

情熱を持ち、真摯に努力し続けます。

To be passionate and to continue to strive forward sincerely.

感謝の気持ちを持って、目標達成の喜びを分かち合います。

To be thankful and share the joy of achievement.

運営方針 Management Policies

長期的なビジョンを持ち、計画的に事業を展開します。

To have a long-term vision and to operate accordingly.

公正で無駄のない運営に努めます。

To manage the association in a fair and efficient way.

職員が最大限の力を発揮できる職場環境の整備に努めます。

To provide an appropriate work environment for maximum performance from staff members.

変化に即応するスピードと柔軟性を持ちます。

To respond with speed and flexibility to changes.

適切な情報公開と個人情報の適切な保護を行います。

To release information while protecting personal information in an appropriate manner.

法令を遵守します。

To follow respective laws.

公益財団法人日本盲導犬協会 役員

2017年8月現在

| | | | |
|-----|---------|------|------------------------------------|
| 理事 | 井上 幸彦 | 理事長 | 元警視總監 |
| 理事 | 黒光 庸恭 | 副理事長 | 凸版印刷株式会社 元取締役副社長 |
| 理事 | 小田 和正 | 常任理事 | 日本航空株式会社 社友 |
| 理事 | 勅使川原 直彦 | 常任理事 | 株式会社電通ドットコム 元取締役社長 |
| 理事 | 多和田 悟 | 常任理事 | 常勤 |
| 理事 | 吉川 明 | 常任理事 | 常勤 |
| 理事 | 志賀 こず江 | | 弁護士 |
| 理事 | 高柳 友子 | | 社会福祉法人日本介助犬協会 事務局長 日本身体障害者補助犬学会 理事 |
| 理事 | 田上 静之 | | 凸版印刷株式会社 監査役 |
| 理事 | 土田 智子 | | 株式会社サンライズ 代表取締役 |
| 理事 | 天間 勝治 | | 天間建設株式会社 代表取締役社長 |
| 理事 | 平野 啓子 | | 語り部・かたりすと・元NHKキャスター |
| 監事 | 石田 通野 | | 税理士 |
| 監事 | 釵持 嘉朗 | | 税理士 |
| 監事 | 西浦 道明 | | 公認会計士・株式会社アタックス 代表取締役 |
| 評議員 | 石松 茂樹 | | 株式会社電通パブリックリレーションズ 元代表取締役社長 |
| 評議員 | 岡見 宏道 | | 株式会社トッパン・コスモ 元取締役 |
| 評議員 | 坂本 洋一 | | 前和洋女子大学 教授 |
| 評議員 | 櫻井 功 | | 仙台訓練センター 元施設長 |
| 評議員 | 清水 一政 | | 日本獣医生命科学大学 名誉教授・特任教授 |
| 評議員 | 鈴木 立雄 | | 麻布大学名誉教授 |
| 評議員 | 鈴木 均 | | 株式会社国際社会経済研究所 顧問 |
| 評議員 | 藤田 安彦 | | 独立行政法人国際交流基金 北京日本文化センター前所長 |
| 評議員 | 宮島 実 | | 京橋紙業株式会社 代表取締役社長 |
| 評議員 | 森田 兼光 | | 株式会社大林組 テクノ事業創成本部 統括部長 |
| 顧問 | 安達 瞳子 | | 花芸安達流 2代主宰 |
| 顧問 | 池本 卯典 | | 日本獣医生命科学大学 名誉学長 |
| 顧問 | 太田 直幹 | | 互敬塾 塾長 |
| 顧問 | 黒田 幹雄 | | 株式会社エレガントジャパン 顧問 |
| 顧問 | 小室 直義 | | 元富士宮市長 |
| 顧問 | 斎藤 寿臣 | | 横浜信用金庫 名誉顧問 |
| 顧問 | 武富 和夫 | | 武富動物病院 元院長 |
| 顧問 | 田沼 千秋 | | 株式会社グリーンハウス 代表取締役社長 |
| 顧問 | 中川 紀元 | | エムエヌシープランニング 代表 |
| 顧問 | 野田 順弘 | | 株式会社オービック 代表取締役会長 |
| 顧問 | 松岡 孝夫 | | 朝日プランニング株式会社 相談役 |
| 顧問 | 山川 巽 | | 税理士 |
| 顧問 | 米田 稔 | | (株)アドバンス・シティ・プランニング 顧問 |

各50音順／敬称略

職員名簿 2017年8月現在

| ●神奈川訓練センター (41名) | |
|------------------|-----------------------------|
| 山口 義之 | センター長 訓練部副管理長 |
| 松浪 芳郎 | 訓練部管理長 兼 50周年記念事業プロジェクト長 |
| 根本 学 | ユーザーサポート部副管理長 |
| 田中 真司 | 訓練部訓練 |
| 丹伊田 貴真 | 訓練部訓練 |
| 鈴木 知之 | 訓練部訓練 |
| 福田 佳代 | 訓練部訓練 |
| 島田 奈央子 | 訓練部訓練 |
| 森内 悠 | 訓練部訓練 |
| 平野 竜 | 訓練部訓練 |
| 平 佳七子 | 訓練部訓練 |
| 浄光 千尋 | 訓練部訓練 |
| 吉泉 航太 | 訓練部訓練 |
| 井上 裕子 | 訓練部訓練 |
| 吉泉 瑛梨織 | 訓練部訓練 |
| 浅田 恵実 | 訓練部訓練 |
| 官野 枝実 | 訓練部訓練 |
| 池田 かな | 訓練部訓練 |
| 矢花 由希子 | 訓練部盲導犬研究室 |
| 岡 和子 | 訓練部盲導犬研究室 |
| 山中 真理子 | 訓練部盲導犬研究室 |
| 石見 純子 | 訓練部ケネル |
| 瓜生 かつら | 訓練部ケネル |
| 根本 紀陽子 | 訓練部ケネル |
| 米澤 暁子 | 訓練部ケネル |
| 岩本 希美子 | 訓練部ケネル |
| 及川 友恵 | 訓練部ケネル |
| 渡辺 亜里沙 | 訓練部ケネル |
| 小田中寿美菜 | 訓練部ケネル |
| 林 ゆかり | 訓練部ケネル |
| 小沼 真乃 | ユーザーサポート部 |
| 佐藤 彰子 | ユーザーサポート部 |
| 安保 美佳 | 普及推進部 |
| 長嶋 亜以子 | 普及推進部 |
| 根岸 美香 | 普及推進部 |
| 山本 ありさ | 普及推進部 |
| 郷 明博 | 普及推進部 |
| 平澤 宏行 | 総務部 |
| 鈴木 満梨那 | 総務部 |
| 榎木 累貴子 | 総務部 |
| 萩生田 みのり | 総務部 |

| ●仙台訓練センター (22名) | |
|-----------------|-----------|
| 金井 政紀 | センター長 |
| 青木 舞子 | 訓練部訓練 |
| 嶋本 聖 | 訓練部訓練 |
| 林 花菜 | 訓練部訓練 |
| 林 侑佑 | 訓練部訓練 |
| 五百澤 朋子 | 訓練部訓練 |
| 矢野 遥 | 訓練部訓練 |
| 羽鳥 渚 | 訓練部ケネル |
| 杉山 友希 | 訓練部ケネル |
| 高橋 理麻 | 訓練部ケネル |
| 寶田 智子 | 訓練部ケネル |
| 沼山 ひろ子 | 訓練部ケネル |
| 村井 孝典 | ユーザーサポート部 |
| 山口 史明 | ユーザーサポート部 |
| 金井 夕美絵 | ユーザーサポート部 |
| 大八木 美保 | ユーザーサポート部 |
| 飯田 篤史 | 普及推進部 |
| 奥澤 優花 | 普及推進部 |
| 齊藤 彩芽 | 普及推進部 |
| 目黒 隆之 | 総務部 |
| 大間 和香子 | 総務部 |
| 渡邊 紗代 | 総務部 |

| ●島根あさひ訓練センター (14名) | |
|--------------------|--------|
| 横田 剛 | センター長 |
| 吉澤 聡 | 訓練部訓練 |
| 川本 勝 | 訓練部訓練 |
| 中村 春菜 | 訓練部訓練 |
| 川本 華子 | 訓練部訓練 |
| 吉澤 歩 | 訓練部ケネル |
| 金廣 統太 | 訓練部ケネル |
| 松本 みやこ | 訓練部ケネル |
| 湯浅 瑞季 | 訓練部ケネル |
| 佐々木 重紀 | 普及推進部 |
| 中村 土 | 普及推進部 |
| 黒田 匠 | 普及推進部 |
| 松原 未央子 | 総務部 |
| 松崎 みゆ紀 | 総務部 |

| ●東京事務所 (14名) | |
|--------------|------------------------|
| 高野 秀一 | 普及推進部管理長 兼 東京事務所管理長 |
| 八巻 恭子 | 総務部広報 |
| 角田 祐子 | 総務部 |
| 高田 定 | 総務部 |
| 八木 智代 | 総務部 |
| 腰高 佐知子 | 総務部 |
| 飯沼 涼 | 総務部 |
| 名児耶 剛 | 総務部ICT |
| 鈴木 亜衣子 | 総務部ICT |
| 白井 みちこ | 総務部広報 |
| 松尾 篤 | 普及推進部 |
| 小西 久美子 | 普及推進部 |
| 横江 湧真 | 普及推進部 |
| 森川 加奈子 | 普及推進部 |

| ●盲導犬総合センター (22名) | |
|------------------|-----------|
| 佐野 智浩 | センター長 |
| 山田 大 | 訓練部訓練 |
| 加藤 智子 | 訓練部訓練 |
| 澤井 綾 | 訓練部訓練 |
| 澤井 慎 | 訓練部訓練 |
| 久我 真澄 | 訓練部訓練 |
| 高橋 智子 | 訓練部ケネル |
| 大塚 春菜 | 訓練部ケネル |
| 末永 陽介 | 訓練部ケネル |
| 井上 瑞穂 | 訓練部ケネル |
| 森岡 那絵 | 訓練部ケネル |
| 本岡 明音 | 訓練部ケネル |
| 和久井 瑞穂 | 訓練部ケネル |
| 藤本 貴美代 | 訓練部ケネル |
| 原 里美 | 訓練部ケネル |
| 山口 智子 | ユーザーサポート部 |
| 池田 義教 | 普及推進部 |
| 押野 まゆ | 普及推進部 |
| 戸井口 和生 | 普及推進部 |
| 太田 諒美 | 普及推進部 |
| 諏訪部 英美 | 総務部 |
| 渡辺 祐子 | 総務部 |

編集後記

50周年記念誌は本誌「盲導犬と歩く」と別冊「ユーザーは語る」の2冊だてです。

本誌は、単なる協会50年の歩みの紹介ではなく、今の日本盲導犬協会とそこに働く職員の姿をありのままに事実を積み上げて語りたい、加えて盲導犬事業を学ぶ人の教科書にしたい、そんな大それた思いが出发点でした。

過去の資料から読み取れる先人の盲導犬事業への思い、それを支え継いできた人々の使命感、そして今、ともに働く役職員の試行錯誤と努力の過程が詰まった膨大な書類やデータ類。それらが編集スタッフの肩に覆いかぶさってきました。“後世に伝え、残る記念誌”をという構想ができ、やっと原稿づくりに着手できたのは5月、そこから8月までは全力疾走でした。

心がけたことは、経験に基づく実証主義と思考法でしたが、多くの盲導犬事業にご尽力くださった人々の重みある意義とその実績をきちんと表現できているか心配です。ある意味で、50年史らしくない記念誌かもしれません。しかし、これからの盲導犬事業の活動にとっては、大きな意味を持つ第一歩の本になっていると信じます。

いわば、盲導犬についてのすべてがわかる「盲導犬の教科書」ともいえる本書をご一読いただければ幸いです。

最後に、こうした編集作業にお付き合い、ご尽力いただいた関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

公益財団法人 日本盲導犬協会
常任理事 吉川 明

盲導犬と歩く 日本盲導犬協会50周年記念誌

2017年10月1日発行

編集 日本盲導犬協会50周年記念誌編集室
発行 公益財団法人 日本盲導犬協会
〒223-0056 神奈川県横浜市港北区新吉田町6001-9

発行者 井上幸彦

印刷・製本 株式会社 精興社
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-9

●編集責任：吉川明 ●編集協力：松沢淳一郎（ジェイ・ハーツ・カンパニー）／宮村美帆／森木まゆみ／ミス総合企画 ●制作：五柳書院 ●デザイン：ナルシマデザインオフィス ●カバー：中本訓生（中本デザイン事務所） ●ケースデザイン：鳴島幸夫 ●DTP協力：宇賀持剛 ●写真：Dogs1st 中村陽子／古川敬三／鈴木邦彦